

北しりべし廃棄物処理広域連合監査委員の職務の執行等に関する規程

制 定 平成14年7月1日監査訓令第1号

最近改正 平成19年9月28日監査訓令第1号

(趣旨)

第1条 この訓令は、北しりべし廃棄物処理広域連合監査委員条例(平成14年北しりべし廃棄物処理広域連合条例第9号)の規定に基づき、監査委員の職務の執行及び事務局の組織等について必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 次条に定める事項について協議するため、監査委員会議(以下「会議」という。)を設ける。

2 会議は、監査委員が必要と認めるときに開催する。ただし、会議を開催することが困難なときその他やむを得ない理由があるときは、文書による回議をもってこれに代えることができる。

3 会議は、代表監査委員が主宰する。

(協議事項)

第3条 会議において協議すべき事項は、地方自治法(昭和22年法律第67号)の規定により監査委員の合議に付することとされている事項及び次に掲げる事項とする。

(1) 監査委員の職務執行の一般方針についてのこと。

(2) 監査、検査及び審査(以下「監査等」という。)の基準についてのこと。

(3) 監査等の計画及び実施についてのこと。

(4) 監査等の結果の報告、意見及び公表についてのこと。

(5) 訓令及び告示の制定及び改廃についてのこと。

(6) 専決事項の指定についてのこと。

(7) 北しりべし廃棄物処理広域連合情報公開条例(平成19年北しりべし廃棄物処理広域連合条例第7号)の規定による次に掲げる事項についてのこと。

ア 公文書の開示請求に対する決定

イ アの決定についての異議申立てに対する決定

(8) 前各号掲げるもののほか、監査委員が必要と認めるときについてのこと。

(職員)

第4条 事務局に事務局長のほか、事務局次長及び主査を置く。

2 事務局次長及び主査は、書記をもってこれに充てる。

(職務)

第5条 事務局長は、監査委員の命を受けて、事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 事務局次長は、上司の命を受けて、所管事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 主査は、上司の命を受けてその処理すべきものとされた事務を掌理する。

(専決)

第6条 事務局長は、次の事務を専決することができる。

(1) 重要な照会、依頼、回答及び資料の収集並びに軽易な通知

(2) 所属職員に対する道外旅行命令並びに事務局次長に対する道内旅行命令、日帰旅行命令及び在勤地内旅行命令

2 事務局次長は、次の事務を専決することができる。

(1) 軽易な照会、依頼、回答及び資料の収集

(2) 所属職員に対する時間外勤務命令

(3) 所属職員に対する旅行命令(道外旅行命令を除く。)

(4) 所属職員の事務分担の割り振り

3 第1項各号に定めるもののほか、代表監査委員の権限に属する事務のうち、あらかじめ監査委員が指定する事務については、事務局長がこれを専決することができる。

4 重要若しくは異例と認められる事務、疑義のある事務又は将来、紛議若しくは論争の生じるおそ

れのある事務については、前3項の規定にかかわらず、第1項及び前項の事務については監査委員の、第2項の事務については事務局長のそれぞれ決裁を受けなければならない。

(代決)

第7条 事務局長が専決すべき事務について、事務局長が不在であるときは事務局次長が、事務局長及び事務局次長がともに不在であるときはあらかじめ事務局長が指定する主査がその事務を代決するものとする。

2 事務局次長が専決すべき事務について、事務局次長が不在であるときは、事務局長が指定する主査がその事務を代決するものとする。

(公印)

第8条 公印の名称、書体、形状、寸法、個数、様式及び保管責任者は、別表のとおりとする。

2 公印の保管責任者は、公印台帳(様式)を備え、公印について必要な事項を登載しなければならない。

(文書の記号及び番号)

第9条 収発件名簿に記載する文書には、「北廃広監」の記号及び番号(会計年度による一連番号をいう。)を付さなければならない。

(令達文書)

第10条 令達文書の種類は、訓令及び告示とする。

2 令達文書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める記号及び番号(暦年による一連番号をいう。)を用いるものとする。

(1) 訓令 北しりべし廃棄物処理広域連合監査委員訓令

(2) 告示 北しりべし廃棄物処理広域連合監査委員告示

(文書の記名)

第11条 令達文書及び発送文書には、監査委員名を用いる。ただし、発送文書については、必要に応じて代表監査委員名又は監査委員事務局長名を用いることができる。

(準用)

第12条 この訓令に定めるもののほか、事務局の事務処理及び事務局職員の服務については、広域連合の関係規程の例による。

附 則

この訓令は、平成14年7月1日から施行する。

附 則(平19.9.28訓1)

この訓令は、平成19年9月28日から施行する。

別表（第8条関係）

公印の名称	書体	形状	寸法 (ミリメートル)	個数	様式	保管責任者																								
北しりべし廃棄物処理広域連合代表監査委員印	てん書	正方形	26 × 26	1個	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>北</td><td>廃</td><td>広</td><td>表</td> </tr> <tr> <td>し</td><td>棄</td><td>域</td><td>監</td> </tr> <tr> <td>り</td><td>物</td><td>連</td><td>査</td> </tr> <tr> <td>べ</td><td>処</td><td>合</td><td>委</td> </tr> <tr> <td>し</td><td>理</td><td>代</td><td>員</td> </tr> </table>	北	廃	広	表	し	棄	域	監	り	物	連	査	べ	処	合	委	し	理	代	員	事務局長				
北	廃	広	表																											
し	棄	域	監																											
り	物	連	査																											
べ	処	合	委																											
し	理	代	員																											
北しりべし廃棄物処理広域連合監査委員印	てん書	正方形	21 × 21	1個	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>北</td><td>廃</td><td>広</td><td>査</td> </tr> <tr> <td>し</td><td>棄</td><td>域</td><td>委</td> </tr> <tr> <td>り</td><td>物</td><td>連</td><td>員</td> </tr> <tr> <td>べ</td><td>処</td><td>合</td><td>之</td> </tr> <tr> <td>し</td><td>理</td><td>監</td><td>印</td> </tr> </table>	北	廃	広	査	し	棄	域	委	り	物	連	員	べ	処	合	之	し	理	監	印	事務局長				
北	廃	広	査																											
し	棄	域	委																											
り	物	連	員																											
べ	処	合	之																											
し	理	監	印																											
北しりべし廃棄物処理広域連合監査委員職務執行者印	てん書	正方形	21 × 21	1個	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>北</td><td>棄</td><td>物</td><td>職</td> </tr> <tr> <td>し</td><td>処</td><td>連</td><td>務</td> </tr> <tr> <td>り</td><td>理</td><td>合</td><td>執</td> </tr> <tr> <td>べ</td><td>広</td><td>監</td><td>行</td> </tr> <tr> <td>し</td><td>域</td><td>査</td><td>者</td> </tr> <tr> <td>廃</td><td></td><td>委</td><td>印</td> </tr> </table>	北	棄	物	職	し	処	連	務	り	理	合	執	べ	広	監	行	し	域	査	者	廃		委	印	事務局長
北	棄	物	職																											
し	処	連	務																											
り	理	合	執																											
べ	広	監	行																											
し	域	査	者																											
廃		委	印																											
北しりべし廃棄物処理広域連合監査委員事務局長印	てん書	正方形	21 × 21	1個	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>北</td><td>棄</td><td>物</td><td>事</td> </tr> <tr> <td>し</td><td>処</td><td>連</td><td>務</td> </tr> <tr> <td>り</td><td>理</td><td>合</td><td>局</td> </tr> <tr> <td>べ</td><td>広</td><td>監</td><td>長</td> </tr> <tr> <td>し</td><td>域</td><td>査</td><td>之</td> </tr> <tr> <td>廃</td><td></td><td>委</td><td>印</td> </tr> </table>	北	棄	物	事	し	処	連	務	り	理	合	局	べ	広	監	長	し	域	査	之	廃		委	印	事務局長
北	棄	物	事																											
し	処	連	務																											
り	理	合	局																											
べ	広	監	長																											
し	域	査	之																											
廃		委	印																											

様式（第9条関係）

公 印 台 帳			
公印の名称			
書 体		印 影	
形 状			
寸法(ミリメートル)			
個 数			